

令和5年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領

建設業労働災害防止協会

(通則)

第1条 高度安全機械等導入支援補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第1に規定する導入支援補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要領は、交付要領の規定に基づき、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が行う高度安全機械等導入支援補助金（以下「導入支援補助金」という。）の交付手続等を定め、もって当該事務の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(高度安全機械導入支援補助金事務センターの設置)

第3条 建災防は、高度安全機械導入支援補助金事務センターを設置し、導入支援補助金の交付に必要な事務を実施することとする。

(交付の対象)

第4条 導入支援補助金の交付の対象となる者は、交付要領別表第1欄に掲げる機械の所有者若しくは購入予定者（以下、「所有者等」という。）であり、かつ、交付要領第3の2及び交付要領第3の7(1)の要件に適合する者とする。

なお、機械の所有者等にはローン契約者も含むこととするが、所有権が移転している必要がある。また、機械の所有者等にはリース会社を含むこととするが、当該リース会社は補助金を受けた機械について第三者とリース契約を締結する場合には、当該補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後、5年以内については所有権の移転がない契約としなければならない。

2 建災防は、交付要領別表の第2欄に掲げる補助対象経費について、補助金の範囲内において、導入支援補助金を交付することとする。

3 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としないこととする。

4 交付決定前に新たな機械等を契約及び購入した場合は交付の対象としないこととする。

(交付額の算定方法)

第5条 導入支援補助金の交付額は、交付要領第3の3に規定する方法により算定することとする。なお、ローン契約者の場合は、後述する実績報告書等の提出までに現に支払われたローン代金の額を限度とし、これを補助対象経費として算定することとする。

(交付の申請)

第6条 導入支援補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、建災防が別に定める期間（以下「申請期間」という。）中に、実施要領様式1「令和5年度導入支援補助金交付申請書」（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して申請することとし、受付期間は、令和6年1月31日まで（当日到着分まで有効）とする。

なお、必要書類とは次の書類とする。

- (1) 建設業許可書の写し
 - (2) 補助対象機械(安全装置に係る経費が明記されているもの)の見積書の写し
 - (3) 誓約書(実施要領様式2)
 - (4) 直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し
 - (5) 直近の労働保険料確定保険料領収証書又は直近の労働保険料口座振替事実を現す書面(通帳の写し等)
 - (6) 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置の申請については、メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式が JCAS 規格に適合する旨の証明書等
 - (7) ローン契約者については、ローン計画書(任意様式で可)
- 2 申請者は、建災防本部のホームページからWeb登録を行い、Web登録日から7日以内に、添付資料を添えて申請書を郵送により提出することとする。ただし、Web登録締切りは、令和6年1月24日とする。なお、期限日までに提出されない場合は、申請を無効とする。また、申請者が重複してWeb登録を行った場合には、全ての申請を無効とする。
- 3 建災防は、申請期間中に導入支援補助金申請の総額が予定額に達したとき、あるいは、緊急の事態が生じた場合には事前の告知なく申請を中止することができることとし、決定後、速やかに、建災防本部ホームページ等において周知を行うこととする。

(審査)

- 第7条 建災防は、申請者から申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容を高度安全機械等導入支援補助金審査委員会(以下、「審査会」とする。)に諮り、決定することとする。
- 2 審査の要件等は、高度安全機械等導入支援補助金審査委員会設置要綱で定めることとする。

(交付決定・不交付決定)

- 第8条 建災防は申請を審査会において審査し、交付又は不交付の決定を行い、その旨を実施要領様式3「令和5年度導入支援補助金交付・不交付決定通知書」により申請者へ通知することとする。

(交付申請・交付決定の取下げ)

- 第9条 申請者が、申請を取り下げようとするときは、以下の書面により建災防に提出することとする。建災防は、書面受理後に交付申請及び交付決定の取消を行い、実施要領様式4の3「令和5年度導入支援補助金交付決定取消通知書」により申請者へ通知することとする。
- なお、申請者が、交付決定前に契約及び購入した場合は、本条に基づく申請の取り下げを行うこととする。
- 一 交付決定前の申請取下げは、実施要領様式4「交付申請取下げ申立書」により行うこと。
(上記の交付決定前に既に購入した場合についても様式4を使用すること)
 - 二 交付決定後の決定取下げは、実施要領様式4の2「交付決定取下げ申立書」により行うこと。

(補助金請求及び支払い等)

- 第10条 申請者は、交付決定に基づき支出した補助対象経費について、実施要領様式5「令和5年度導入支援補助金請求書」(以下「補助金請求書等」という。)に証拠書類等を添付

の上、建災防に令和6年2月20日までに（当日到着分まで有効）提出すること。

なお、証拠書類等とは次の書類とする。

- (1) 補助対象機械（製造番号(シリアル番号)及び安全装置に係る経費が明記されているもの）の納品書・請求書・領収書（又は銀行振込明細書の写し）
- (2) 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置の申請については、メーカーが発行する購入した過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号（シリアル番号）に対応する JCAS 2209-2018 準拠ステッカー番号の証明書等
- (3) ローン契約者については、ローン契約書等及びローン支払いの実績が証明できる領収証書等の写し
- (4) 売買契約書
- (5) 製造銘板及び機械全体の写真
- (6) 車検証(写)【車検を有する場合のみ】

2 建災防は、交付要領第3の8（2）により、導入支援補助金額が確定した場合には実施要領の様式6「令和5年度導入支援補助金交付額支給決定通知書」又は、実施要領様式6の2「令和5年度導入支援補助金交付額不支給決定通知書」（以下「通知書」という。）を申請者に通知することとする。

3 建災防は、交付要領の第3の8（3）により、導入支援補助金の支払いを行う。支払いは、申請者の銀行口座への振込みによって行うこととし、提出すべき補助金請求書等及び証拠書類等の整った申請者から順に審査完了後に支払うこととする。

なお、支払いは、原則、補助金請求書等が提出された翌月末までに行うこととする。

4 補助金請求書等が提出期限日（令和6年2月20日）までに提出されない場合は、導入支援補助金の支払いを取り消すこととする。

（取得財産の管理等）

第11条 導入支援補助金の交付による取得財産の管理等は以下のとおりとする。

一 申請者は、導入支援補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、実施要領様式7「取得財産等管理台帳」を備え、導入支援補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、導入支援補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

二 申請者は、取得財産等のうち、導入支援補助事業により取得した財産について、当該補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了後、5年以内に、建災防の承認を受けず、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）（以下「処分」という。）を行ってはならないこととする。

三 交付決定の属する会計年度の終了後5年以内に取得財産を処分しようとするときは、速やかにその旨を書面で建災防に提出しなければならない。建災防は、当該書面を受けて交付決定を取消し、期限を付して当該取消に係る導入支援補助金の全部又は一部の返納を求めることができることとする。

四 前第三号の納付について、納付期限は納付指示の通知日から20日以内とし、納付期限内に納付指示をした全額の納付がない場合、建災防は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することとする。

五 建災防は、申請者が前第一号から第三号の規定に違反していないこと等の確認が必要と認めるときは、申請者に対し、実地又は書面による調査（以下「調査等」という。）を求めることができる。申請者はこの調査等を拒むことが出来ないこととする。

（交付決定の取消等）

第12条 建災防は、申請者が交付要領第4の1（1）から（5）のいずれかに該当する場

合、又は実施要領第 11 条に違背するときには、実施要領第 8 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取消すことが出来ることとする。

- 2 建災防は、前項の取消を行うに当たり既に当該取消七に係る部分に関し導入支援補助金が交付されているときは、期限を付して当該導入支援補助金の返還を命ずることとする。この返還については、実施要領第 11 条第四号の規定を準用する。

(支給決定の取消等)

第 13 条 建災防は、補助金請求書等の提出が補助金請求期限の令和 6 年 2 月 20 日までになされない場合もしくは、補助金請求書等を提出後に、内容等に不備があった場合、その旨を実施要領様式 8「令和 5 年度導入支援補助金支給決定取消通知書」により申請者へ通知することとする。

- 2 導入支援補助金支給後の受領取下げは、実施要領様式 8 の 2「受領取下げ申立書(返還)」により行うこと。

(申請情報の管理)

第 14 条 建災防は、申請者への導入支援補助金の支給簿を整備し、本事業において支給を行った申請者の氏名、対象機械等、支給金額等の支給に係る情報を管理することとする。

また、次年度において建災防が補助事業者でなくなった場合は、当該支給簿を国に返還することとする。

(秘密の保持)

第 15 条 建災防は、申請者及び申請者が実施要領に従って建災防に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、導入支援補助金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理することとする。

(暴力団排除に関する誓約等)

第 16 条 申請者は、導入支援補助金の交付申請を行うに際しては、実施要領様式 1 の申請書に実施要領様式 2 の誓約書を添付し、誓約することとする。

(その他)

第 17 条 実施要領に定めるもののほか、導入支援補助金の交付に関するその他必要な事項は、建災防が別に定める。

附則 (令和 5 年 4 月 3 日)

- 1 この実施要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

令和 5 年度導入支援補助金交付申請書

「令和 5 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領」第 6 条第 1 項の規定により導入支援補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和 30 年政令第 255 号)、「労働災害対策費補助金交付要綱」(改正令和 3 年 1 月 6 日)及び「高度安全機械等導入支援補助金事業交付要領」(令和 5 年 3 月 31 日付け基安安発 0331 第 4 号)の規定によるほか、「令和 5 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領」の定めるところに従います。

記

登録番号	2023-H-		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店 (普通・預金・当座)口座番号： 口座名：		

・申請する補助対象機械の詳細

機種名	メーカー名	建設機械の型番	補助対象機械の名称	機数	補助対象経費額	交付申請額
合計						

なお、本様式の提出に当たっては「令和 5 年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第 6 条に基づき、指定書類を添付します。

様式2（第6条関係）

建設業労働災害防止協会 会長 殿

誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 暴力団排除に関する誓約等

下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。あわせて本様式2「役員等名簿」を提出いたします。

- (1) 団体が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを申告いたします。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合はこの限りではない）。
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、その事実を公表されていないこと。
- (3) 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

3 資格要件等の申告

- (1) 建設業許可を有する者、その他補助事業者が適当と認める者であることを申告いたします。
- (2) 以下の中小企業の定義のいずれかに該当する中小企業であることを申告いたします。
 - ①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、下記②～④までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの。
 - ②資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

③資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。

④資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

(3) 労働保険・厚生年金保険等へ法令に基づき適切に加入しており、かつ、未納がないことを申告いたします。

4 所有権の移転

機械の所有にあたっては、所有権が完全に移転していることを誓約します。

5 取得財産の管理及び調査に関する協力

交付決定を受けた日の属する年度から5年以内に補助金を受けた財産を譲渡又、交換、貸し付け、担保に供すること、又は取壊し（廃棄を含む）をしないことを誓約いたします。

あわせて、建災防が取得財産を調査する際には協力することを誓約します。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

⑨

様式2 (第6条関係)

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

様式3 (第8条第1項関係)

番 年 月 日
号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会 会長

令和5年度導入支援補助金交付・不交付決定通知書

令和5年度導入支援補助金については、「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領」(令和5年4月3日付け)第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

登録番号			
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店	(普通・預金・当座)口座番号： 口座名：	

・交付決定対象機械の詳細

機種名	メーカー名	建設機械の 型番	補助対象機械の 名称	機数	補助対象 経費額	交付決定額
合計						

・不交付決定対象機械の詳細

機種名	メーカー名	建設機械の 型番	補助対象機械の 名称	機数	補助対象 経費額	不交付決定額
合計						

申請者は、この決定日から令和6年2月20日(必着)までに様式5「令和5年度導入支援補助金請求書」及びその「証拠書類」を提出すること。

様式4（第9条第一号関係）

年 月 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号

交付申請取下げ申立書

「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金事業」について、申請を行いましたが、
（ ）の事情により、申請を辞退いたします。

様式4の2（第9条第二号関係）

年 月 日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ - - ）

登録番号

交付決定取下げ申立書

「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金事業」について、「令和5年度導入支援補助金交付決定通知書」を受領しましたが、（ ）の事情により、交付決定を辞退いたします。

様式4の3（第9条関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会 会長

令和5年度導入支援補助金交付決定取消通知書

「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金事業」において交付決定を行ったが、（
）の理由により、下記のとおり交付決定取消とした
ので、「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第9条の規定により通知し
ます。

記

交付決定取消額 金 円

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

令和5年度 導入支援補助金請求書

「令和5年度導入支援補助金交付決定通知書」（以下「交付決定通知書」という。）を受け、補助対象経費を支出しましたので、「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告及び請求いたします。

記

1 登録番号：2023 - H -

2 補助対象機械等の詳細

様式5の添付書類「補助対象機械等の詳細一覧表」のとおり

3 補助対象経費支出額及び支出日

支 出 額	円
支出年月日	令和 年 月 日

4 「交付決定額」及び「建災防への請求金額」

交付決定額	円
請 求 金 額	円

5 振込先口座：

銀行名		支店名	
口座科目		口座番号	
口座名義			

6 「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第10条に基づき、証拠書類等を添付し、提出する。

様式6 (第10条第2項関係)

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会 会長

令和5年度導入支援補助金交付額支給決定通知書

(申請番号 2023-H-) により交付決定を行った高度安全機械等導入支援補助金に関わる「令和5年度導入支援補助金請求書」に基づき、下記のとおり交付額を「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第10条第2項の規定により通知します。

記

交 付 額 金 円

様式6の2（第10条第2項関係）

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会 会長

令和5年度導入支援補助金交付額不支給決定通知書

（申請番号 2023-H- ）により交付決定を行った高度安全機械等導入支援補助金に関わる「令和5年度導入支援補助金請求書」に基づき、下記のとおり不交付額を「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第10条第2項の規定により通知します。

記

不 交 付 額 金 円

様式7 (第11条第一号関係)

令和5年度高度安全機械等導入支援補助金事業
取得財産等管理台帳

事業所名

管理責任者

区分	財産名	規格 (型式)	単位	数量 (注2)	単価 (円)	金額(円)	取得年月日 (注3)	保管場所	備考

(注1) 本様式は、申請者(申請者)が記入して保存すること。

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注3) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注4) 本様式と同一項目を備えれば、別の管理台帳で代用しても差し支えない。

様式8 (第13条関係)

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電 話 番 号

建設業労働災害防止協会 会長

令和5年度導入支援補助金支給決定取消通知書

(申請番号 2023- -)により交付決定を行った高度安全機械等導入支援補助金に関わる「令和5年度導入支援補助金請求書」について()の理由により、下記のとおり支給決定額を取消としたので、「令和5年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領」第13条の規定により通知します。

記

取消支給決定額 金 円

建設業労働災害防止協会 会長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号 (- -)

登録番号

受領取下げ申立書(返還)

「令和 5 年度高度安全機械等導入支援補助金事業」について、「令和 5 年度導入支援補助金」を受領しましたが、下記の事由により、取得した財産を処分致したく存じますので、よろしくお取り計らいください。

なお、受領した補助金については、令和 5 年度高度安全機械等導入支援補助金実施要領第 11 条四号の規定に基づき返還いたします。

<p>処分しようとする 財産の明細</p>	<p>※購入年月日、購入金額、補助金受領額、品名、品数、製造者名、型式、を記載すること。</p>
<p>処分しようとする 内容</p>	<p>※廃棄、返品、譲渡 等 の内容を詳細に記載すること。</p>
<p>処分しようとする 理由</p>	<p>※理由について詳細に記載すること。処分理由が社会通念に照らして不当な場合や処分内容の記載が不十分な場合には、処分が承認されない場合があるので注意すること。</p>
<p>処分しようとする 年月日</p>	<p>令和 年 月 日</p>